

**栃木県教育職員免許状に関する規則の一部改正について**

教育委員会事務局義務教育課

**1 改正の趣旨**

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）により、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）が一部改正されたことに伴い、栃木県教育職員免許状に関する規則（平成元年栃木県教育委員会規則第十三号）の一部について所要の改正を行ったものである。

**2 改正の概要**

教育職員免許法の改正内容に合わせ、栃木県教育職員免許状に関する規則で定められている別記様式第二号を改める。

**3 施行期日等**

一部改正後の規則は、令和元年十二月十四日から施行済みである。

(改正後)

別記様式第2号(第7条—第14条関係)

宣 誓 書

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓します。

年 月 日

氏名  
(本人署名の場合は押印省略可) 印

付 記

教育職員免許法第5条第1項

(削る)

第3号 禁錮以上の刑に処せられた者

第4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

第5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(改正前)

別記様式第2号(第7条—第14条関係)

宣 誓 書

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣誓します。

年 月 日

氏名  
(本人署名の場合は押印省略可) 印

付 記

教育職員免許法第5条第1項

第3号 成年被後見人又は被保佐人

第4号 禁錮以上の刑に処せられた者

第5号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

第6号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

第7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者